

令和8年熊本地震で被災したいぐさに対する主な支援

令和8年熊本地震で被害を受けたいぐさ農家に対し、営農再開に向けた取り組みを支援します。

国

1 令和8年熊本地震営農再開支援事業(国:持続的生産強化緊急対策(令和8年熊本地震対応産地緊急支援事業))

(1)営農再開支援

ア 資材の調達等支援

(ア)早期営農再開:生産資材の掛かり増し経費や、作業委託費及び農業機械等レンタル費

■補助率:国 1/2以内

イ 栽培環境整備

(ア)作物残渣等の撤去:保管中に被害を受けたいぐさ原草・畳表の撤去等にかかる経費

■補助率:国 5,500円/人日以内

※イ(イ):追加防除・施肥,(ウ):防除方法の転換,ウ:土づくり,エ:リース方式による農業機械等の導入,オ収穫・調整作業は国PR資料参照

国

2 令和8年熊本地震いぐさ畳表加工再開支援事業(ア・イのみ 国:持続的生産強化緊急対策(令和8年熊本地震対応産地緊急支援事業))

ア 周辺製織作業場の活用:原草や織機等の機械を周辺作業場へ輸送する際に必要な経費

■補助率:国 定額(いぐさ原草:7,000円/t以内、機械:5,500円/人日以内)

国県

イ 製織作業等の共同実施:原草や織機等の機械を集約して製織作業等を共同で実施する際の製織作業場及び原草保管庫の借上費

■補助率:国 1/2以内、県1/2以内、計10/10以内

県

ウ 原草・織機等の保管、作業場の確保:原草や織機等の機械の保管庫や製織作業場の借上費

■補助率:県 1/2以内

※収入保険又はいぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業のいずれも未加入者は、収入保険に今後加入する意向が必要。
 ※令和8年度中に製織作業が再開されることが必要。(2のウは、令和8年度中に再開に向けた措置が講じられることが必要)